

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第124回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年7月12日（火）9時30分～9時56分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合基盤局総務課長、飯村事業政策課長、
山口電気通信技術システム課長、
鈴木電気通信技術システム課番号企画室長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3151号】

開 会

○三友部会長 おはようございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第124回を開催いたします。

本日はWeb審議を開催しており、委員8名全員が出席予定となっており、うち1名につきましては、今接続中ではございますが、開催時刻となりましたので、定足数を満たしていることもあり、このまま進めさせていただきます。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしてください、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件でございます。

議 題

(1) 答申事項

電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3151号】

○三友部会長 諮問第3151号「電気通信番号計画の一部変更について」、審議いたします。

本件は、本年5月27日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、5月28日から6月27日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

その結果を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、同委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田電気通信番号委員会主査 電気通信番号委員会の主査を務めております相田でございます。それでは、諮問第3151号、電気通信番号計画の一部変更につきまして、資料124-1に従いまして、電気通信番号委員会における調査・検討の結果を御報告

させていただきます。

本件は令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」を踏まえ、電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化、電気通信番号使用計画の認定を受けている事業者名等の公表などを行おうとするものです。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御説明がございましたとおり、本年5月28日から6月27日までの間、総務省において意見招請が行われました。全部で9件の意見が提出されましたけれども、変更案に反対する意見は特にございませんでした。これらの意見を踏まえまして、本年7月7日に開催いたしました電気通信番号委員会において、電気通信番号計画の変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行いました。

その結果、資料124-1のPDFで申しますと2ページ、右下に1と書かれているページの報告書のとおり、電気通信番号計画の一部変更につきましては諮問のとおり変更することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨、報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、右下2ページ以降に取りまとめてございます。

その具体的な内容につきましては総務省から御説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 総務省番号企画室の鈴木でございます。
それでは、私から御説明を申し上げます。資料の右下2ページ目、PDFのページでいうと3ページ目になると思いますが、お開きいただければと思います。

先ほど相田主査からお話がありまして、先月27日まで約1か月間、パブリックコメントを実施し、全体で9件の御意見をいただきました。意見提出者の表に記載のありますとおり、電気通信事業者から、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会で議論してきた経緯もあるかと思いますが、NTT東西とC o l tテクノロジーサービスの3社からの意見提出となっており、残りは個人からの意見提出となっております。

いただいた御意見につきまして、全体を総じて言えば、運用面での具体化が必要などの御意見は見られるものの、変更案に反対との意見は見られないことから、変更案の修

正を行わずに原案を維持したいと考えております。

それでは、資料の右下3ページ目から、いただいた御意見とそれに対する考え方を御説明申し上げますが、記載の意見及び考え方の全てを読み上げる形ではなく、ある程度要約しつつ読み上げていきますので、この点、あらかじめ御了承いただければ幸いです。

では、3ページ目をお開きいただければと思います。「電気通信番号計画の一部を変更する件等」に対する意見及びそれに対する考え方（案）でございます。

意見の1、公表リスト掲載の懸念について、C o l tテクノロジーサービスから御意見をいただきました。

電気通信番号使用計画の認定状況の公表等について賛同しますとありますが、公表リストに掲載されることは、括弧から先に読みますけれども、実態としては順法状態を示すにすぎないと考えられるものの、一般から見れば優良な事業者である証のように見受けられると考えられるため、状況によっては掲載の中止等を行う措置も必要かと考えます。こういった御意見でございます。

考え方の1番。賛同意見として承ります。なお、御指摘の懸念も念頭に置きながら運用方針を検討します。また、必要があればそれを柔軟に見直しますと整理をさせていただいております。

続きまして意見の2番、卸先事業者の認定の確認について、N T T東西から御意見をいただきました。

N T T東西は既に、特定卸役務の提供先である光コラボレーションモデル事業者に対して、電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守を提供条件として規定をしております、また、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要な旨を説明しております。

加えて、今般の認定状況の確認につきましても、いわゆる公表リストと照合することで行う考えとのことでございますので、考え方の2番目といたしまして、賛同意見として承りますと整理をしております。

おめくりいただきまして、資料4ページ目、意見の3番でございます。

これもN T T東西からでございますけれども、現状においても契約書並びにマニュアルに電気通信事業法に係る法令及びガイドライン遵守についての規定をしており、今回の条件遵守についてもこれらに明記し、丁寧な周知に努める考えとのことでございます

ので、考え方としましては、賛同意見として承りますと整理しております。

続いて意見の4番、契約約款ベースでのルールに関する具体的な運用についての御意見でございます。

契約約款において電気通信番号の使用に関する条件の遵守を利用者に求めることについては、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会等において、事業者間での統一的な契約書面の規定整備に係る対応や、利用者の自らの電気通信事業の用に供することの申出に係る実効性及び真正性担保の方策等を議論する必要があると考えますとの御意見でございます。

考え方といたしまして、御指摘の事業者間での統一的な対応や制度運用の実効性向上策に関しましては、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会において議論を進めていく予定ですので、その旨明記をさせていただきました。

続きまして、意見の5番からは個人の意見を掲載しております。

まず意見の5番目、意見公募の受付締切日時の設定につきまして誤記があったのではないかとこのことで、考え方に記載しておりますとおり、大変失礼いたしました。パブコム開始後速やかにe-Govの設定日時を修正しております。

おめくりいただきまして、資料の5ページ目でございます。

意見の6番、転送設定時の電話番号の確認について、個人の経験に基づく御意見でございます。

誤って私の電話番号が転送先に勝手に設定されていたことがあったので、設定時に設定する番号へ確認する仕組みを設けてほしいとの御意見でございます。

考え方の6番といたしまして、現状の電話ネットワークでは、着信した呼について、それが転送されたものであるか否かを着信側では必ずしも把握できないため、意図しない転送電話を着信側で拒否することはできないことから、誤転送の防止については設定側が対応する必要があるがございます。まずは転送設定時に設定者が適切に確認することが重要であると考え、総務省でも機会を捉えて注意喚起をしていきますが、御意見を踏まえ、技術動向も注視していきますと整理しております。

続いて意見の7番、複数回の転送について、これも個人の経験から基づく御意見でございます。

電話をしたときに相手が着信転送を設定していて、何度も転送を繰り返した後に結局つながらないことがあったので、複数回の転送は規制するべきといった御意見でございます。

ます。

考え方としまして、冒頭3行、考え方6と同じ理由となりますけれども、複数回の転送を規制することは困難であると考えますが、御意見を踏まえ、技術動向も注視してきますと整理をしております。

その下、意見の8番、既存契約の見直しについて、既に締結している契約を見直すことを求められているのかとの御意見でございます。

考え方の8番といたしまして、既に締結している卸契約を直ちに見直すことを求めるものではありませんが、認定を受けている電気通信事業者の公表等に基づき、卸先事業者が認定を受けているかどうかについては速やかに確認をする必要があります。また、電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについての合意については、制度の趣旨を踏まえたと上記の確認に合わせて対応することが好ましいと考えますが、少なくとも契約の更新時には実施する必要があります。

こうした卸電気通信役務の提供状況については、毎年度報告を行う必要があり、総務省では、その報告に基づき、電気通信事業者の対応を確認していく予定だと整理しております。

おめくりいただきまして6ページ目、意見の9番でございます。

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会の公開について、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会はなぜ公開していなかったのか、次からは公開してほしいとの御意見でございます。

考え方の9番でございますけれども、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会は、上から3行目の後段からになりますが、関係者が必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むことを目的としております。議論において不適正利用の手法やその対策について取り扱う性質上、原則として会議自体は非公開とし、差し支えない範囲で資料及び議事要旨を公開することとしています。

なお、記載はございませんけれども、総務省のホームページにおいて公開しておりますので、御参考までに申し上げます。

最後、意見の10番になります。本改正の方向性についての考え方と、番号指定事業者による番号使用の承認及びその取消しといった措置、スキームを付加してはどうかといった御意見でございます。

本改正の方向性につきましては、6ページ目の意見の一番下に記載がございます、本

改正において、固定電話番号等を利用した電話転送役務の特殊詐欺等の犯罪への利用を防止するため、卸元事業者において卸先事業者を管理する方向性については妥当なものと思料するとのことでございますので、右側に書いておりますけれども、賛同意見として承ると、この点について整理をしております。

おめくりをいただきまして、資料の7ページ目でございます。

7ページ目は、今回の改正案に対する評価などが記載されておりますけれども、上から3パラ目、「そのため、仮に」があるかと思いますが、こちらから御紹介しますが、今般の改正案は、卸元事業者において、卸先事業者に関し、固定電話番号等を使用した電話転送役務を特殊詐欺等の犯罪へ利用していると疑うに足る情報に接していたとしても、認定の確認や条件遵守の合意などの条件が満たされていれば役務の提供を拒否することはできず、電話伝送役務の特殊詐欺等の犯罪への利用防止に関し、卸元事業者による卸先事業者の適切な管理は困難であると指摘せざるを得ない。

この点について、令和3年2月に日本弁護士連合会様が公表した意見書において、1番目、卸先事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、固定電話番号の使用につき、卸元事業者による承認を得なければならないこと、2番目、卸元事業者は、固定電話番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認める場合には、1の承認の拒否または取消しができることを基礎とする法整備等を求めています。

こうした御提案の背景として、その下、「卸元事業者は」とありますけれども、総務省から電話番号の指定を受けた事業者として、固定電話番号等の回線を管理すべき立場にあるのみならず、固定電話番号利用停止制度の運用によって、8ページ目に進みますけれども、当該最終利用者による電話転送役務の利用が犯罪利用目的であるか否かにつき、判断をすることが可能な立場にある。そのため、ちょっと飛びますけれども、この段落の最後ですね、卸先事業者の管理につき、より主体的な役割を担っていただくことが可能であると考えます。

そこで、本改正において、1番と2番について、これを付加すべきと思料するとの御意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、7ページ目に戻っていただきまして、御指摘のとおり、電気通信番号の指定を受けた卸元事業者は、電気通信番号を適切に管理する責任を負う立場にあります。卸先事業者が固定電話番号等の使用に関して卸元事業者

よる承認を得ることについては、卸元事業者による優越的地位の濫用を招くおそれがあるとも考えられるため、慎重に議論を積み重ねていく必要があると考えます。なお、この点について、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会においても議論したところ、電気通信事業者からは公正競争上の懸念が表明されています。

他方、固定電話番号等を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあるかどうかについては、捜査機関ではない電気通信事業者では主体的に判断し難いと考えられ、卸元事業者が卸先事業者に対する前述の承認の取消しを行うことは困難であると考えます。

なお、御認識のとおり、総務省では、これは番号制度とは違う枠組みでありますけれども、警察から特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の要請が電気通信事業者にあった場合について、警察からの要請に基づき、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を利用停止するとともに、一定の基準を超えて利用停止要請の対象になった契約者に対しては、新たな電話番号の提供を一定期間拒否する電気通信事業者の対応について、関係事業者団体に通知をしております。総務省では、引き続き実効性のある対応を図っていきます。

今般の提供ルールにつきましては、卸提供における遵守事項を定めることで、業界全体に電気通信番号制度を確実に浸透させることを目的としています。あくまでも最低限守られるべき基本的事項ではありますが、まずは、それを遵守する電気通信事業者を公表していくことで、不当な卸先事業者の淘汰につながっていくと考えます。

電気通信番号制度については、総務省として取り得る手段について今後も不断の見直しを行い、電気通信番号の適正な利用の確保に努めていきます、と考え方を整理させていただきました。

早口になってしまいましたけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは大谷委員、よろしくお願いいたします。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。事務局から御説明いただきました答申書の案につきましては、基本的に賛成させていただきたいと思います。

ただ、ちょっと質問させていただきたいのですが、今回の不適正利用の防止のスキーム、電気通信番号計画の改定によって、一定の効果は見られると思いますけれども、それが十分なものかいずれ検証が必要になってくるかと思います。そのときに、手がかりとなる量的な不適正利用の統計のようなものを、何を利用してモニタリングすればいいのかについてでございます。

本日御説明に使われている資料の中には、特殊詐欺に利用されている固定電話番号の利用停止措置の件数なども、これは警察の発表によるものだと思いますけれども掲載されておりますが、それを使えばいいのか、それとも、ほかに不適正利用の状況を見ていく方策があるのかどうかを教えていただければと思います。

いずれにしても、こういった特殊詐欺などへの利用がなかなか効果として上がらないとなった場合には、前回も意見として述べたとおりですけれども、多重卸そのものを制限するというような新たな施策が必要になってくると思いますので、その見極めに必要な定量的なモニタリングのきっかけとなるような数字について御教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三友部会長 ありがとうございます。大変重要な御質問だと思います。

それでは事務局、御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 鈴木でございます。ありがとうございます。

まず、今回、我々も、いわゆるホワイトリストを公表しまして、適正にやっている事業者を公表していくわけでありますけれども、そういった意味で、きちんとホワイトリストに載っている事業者と、きちんと定期報告を出してこない事業者を含め全体を把握できるかと思っていますので、そういった作業をしっかりやっていきたいと思っておりますし、また、トータルで言えば、警察庁さんが発表しているかと思いますが、特殊詐欺の認知件数が毎年公表され、近年少しずつ減ってきてはおりますが、最近また上がった状況もありますから、そういった定量的な数値もしっかりモニターしながら進めていきたいと思っております。

総務省は、今回創設する卸ルールを最終形とは考えておりませんし、まさに入り口と考えているわけでございますけれども、引き続き電話番号・電話転送サービスに関する連絡会などで議論しつつ、本ルールの適正な運用を行っていくことはもとより、制度の不断の見直しを行っていくことも視野に入れながら、実効が上がるように関係者として

かりと連携して取り組んでいきたいと考えております。

なお、この特殊詐欺等の不適正利用の対応は、電気通信番号制度だけで全てカバーするのは無理があるかと思いますので、先ほど、番号利用停止措置を御紹介申し上げましたが、こうした、電気通信番号制度とは異なるスキームともしっかり連携しながら、抑止が高まるように努めていきたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございました。

相田主査から何かございますでしょうか。

○相田電気通信番号委員会主査 既に鈴木室長からお答えいただきましたけれども、電気通信番号委員会の中でも、決してこれは最終形じゃないよねと。例えば具体的に挙げたものとしては、エンドユーザー約款で得た番号で、卸先というのでしょうか、別の事業者がサービスすること自体、あまり健全な状況ではないので、電気通信役務、電話転送役務に使うのだったら、それは番号の卸契約をきちんと結んでもらうのが本来の形であるとのことで、先ほどもございました電話番号・電話転送サービスに関する連絡会等の場を使って、少しでもそういう健全な方向に向かっていく努力というのを続けていただくことが、電気通信番号委員会の中でも挙がっておりましたので、ただいまいただきました御意見も踏まえて、不断の努力を続けてまいりたいなと思っております。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございました。

大谷委員、よろしいですか。

○大谷委員 はい。どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○三友部会長 ありがとうございました。

いずれにしても、制度が犯罪の温床になることのないように、これからも十分留意していく必要があると思っております。

続きまして、森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 御説明ありがとうございました。私もこのままお進めいただいていいと思うのですけれども、ちょっと今回のパブコメとの関係で申し上げますと、10番目ですかね、日弁連の意見が、我々も以前から問題にして、今相田主査からもお話がありました、これで十分ではないだろうとのことは、指摘をしてきていて、確かに一定の効果は見込めるけれども、抜け道のある状態になっているわけです。

もちろん、卸元に非常に強い権限を与えると公正競争上の問題を生じるのは、この回答に書いていただいているとおりではあるのですが、こういった公正競争上の要請は、消費者保護ですとか犯罪の抑止ですとか様々な要請があると、その限度で後退するのが全法的秩序ですので、公正競争を阻害する誘引があるからこれはできないんだとシンプルな説明で完全に通るわけではないわけでごさいます、そこはやはり、従前から、委員の皆様がおっしゃっているように、効果を見ながら、これで効果が上がらなかつたらどんどんその対応を強化する必要があるわけですし、しかもそれは、長期間放置されてはいけないことですので、やはりその効果見合いで今回の日弁連の意見のようなこともしっかり酌んでいただいて、柔軟な、かつ迅速な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございました。

御意見ということで承りますけれども、事務局からもし御意見につきまして何かございましたら、お願いいたします。

○鈴木電気通信技術システム課番号企画室長 森委員、ありがとうございます。先日の電気通信番号委員会におきましても、本ルール化によって実効が上がるのかどうか、しっかり注視していく必要があると。とりわけ、契約約款ベースのルールにつきましては、実効ある運用をしっかりとやっていけといった叱咤激励をいただいたとっておりますので、総務省としてもしっかりと受け止めて、これから対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか御意見がないようでございますので、諮問第3151号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。審議会冒頭で、三友部会長から1名接続中とお伝えさせていただきましたが、最終的に接続できなかったことから、お一人は本日御欠席となりましたが、定足数は満たしておりますので、御報告いたします。

また、次回の電気通信事業部会ですが、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　承知いたしました。

本日、相田主査、どうもありがとうございました。

○相田電気通信番号委員会主査　ありがとうございました。

○三友部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。朝早くからありがとうございました。以上でございます。

閉　　会